



**発行所**  
**一般社団法人神奈川青色申告会**  
 横浜市神奈川区西神奈川  
 1-9-3グレース竹和武番館3階  
 TEL 045-577-0615  
 FAX 045-577-0618  
 URL: <https://kanagawa-airo.com/>

## ■ 年末調整指導会のお知らせ 令和4年12月1日(木) ~令和5年1月10日(火)

専従者及び従業員を雇用している事業主の方は年末調整を行い、源泉所得税を納めなければいけません。つきましては、上記の日程にて『年末調整指導会』を開催いたしますので、下記書類等をご持参のうえご来所ください。

●源泉所得税の納付・提出は・・・**令和5年1月20日(金)まで**（納期特例適用者）  
 納税額が0円の場合でも納付書の提出が必要です。

### ■ ご持参書類は・・・？

- ①令和4年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿（住所、氏名、生年月日、総支給金額、算出税額のご記入をお願いします）
- ②令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（ご記入をお願いします）
- ③令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書
- ④令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書兼  
給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
- ⑤源泉所得税の納付書  
→税務署より郵送されます。
- ⑥給与支払報告書（個人別明細書）緑色2枚複写
- ⑦給与支払報告書（総括表）・普通徴収切替理由書（兼仕切紙）
- ⑧上記①～⑤の昨年分の控え（⑤納付書については今年度上期分も必要です）
- ⑨専従者、従業員の方の支払われた各種控除証明書類  
国民年金、生命保険料、地震保険料、小規模企業共済掛金等

⑤源泉所得税の納付書  
→税務署より郵送されます。  
 ⑥給与支払報告書（個人別明細書）  
 ⑦給与支払報告書（総括表・普通徴収切替理由書）  
 →横浜市特別徴収事務センターより郵送されます。

⑩ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 や給与支払報告書（個人別明細書・総括表）にマイナンバーを記載する必要がありますので、事業主、専従者、従業員、扶養家族のマイナンバーをご準備ください。

① 従業員、専従者の住所、氏名、生年月日、1月～12月まで支給した給与・賞与額、源泉税額等のご記入をお願いします。

⑤ 源泉税額が0円の場合でも納付書の提出（報告）が必要になります。

⑦ 住所、氏名等が印字されている本用紙紙（横浜市特別徴収事務センターより郵送されます）をご持参ください。

①～④国税庁HPよりダウンロード出来ます。

# インボイス発行事業者の登録申請の判断はどうしたらいいの？

現在消費税の課税事業者の方も免税事業者の方もご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかご検討ください。

## 取引先（売上先）は 事業者ですか？ 一般消費者ですか？

↓ 全て又は一部が  
法人・個人事業者への売上である

取引先（売上先）からインボイスの交付を求められる可能性がある  
のでインボイス発行事業者の登録申請をするか検討ください。

↓ 全て一般消費者への  
売上である

インボイス発行事業者の登録は  
不要と考えられます。

### 検討の結果

#### 登録しない

全ての取引先から「インボイス不要」と確認しているとき、又は仮に求められたとしても発行しないと決めているときは発行事業者の登録は不要です。

#### 登録する

令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受ける場合には、原則、令和5年3月31日までに登録申請手続きが必要となります。なお、登録申請した場合はインボイス（適格請求書）を発行することができるとともに 毎年消費税の申告・納税が必要となります。その申告（計算）方式は2種類あります。

### インボイス登録に伴い

#### 簡易課税制度を選択する（すでに選択届出書を提出している）

消費税の申告において仕入や経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存が不要のため、事務負担の軽減を図ることができます。簡易課税制度を新たに選択する場合は課税売上高に条件が定められていたり、選択届出書の提出期限があるため年内中に当会事務局までご相談ください。

#### 左記以外

消費税の申告において、仕入や経費の消費税額のインボイスを基にした実額計算が必要であるほか、仕入税額控除の適用を受けるためには、消費税の税区分を記載した帳簿とインボイスの両方を保存する必要があります。

※インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

## 軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

電話番号0120-205-553（無料） 受付時間9：00～17：00（土日祝除く）

現在当会では、インボイス（適格請求書発行事業者）の登録申請書の提出サポートを行っております。提出をされる方は個人番号と本人確認書類の写しを忘れずにお持ちください。  
尚、令和5年1月～3月は確定申告期間となるため、インボイス（適格請求書発行事業者）の登録申請書の提出サポートができません。インボイスの登録申請期限は令和5年3月31日ですが、当会へ提出をされる方は**令和4年12月まで**にお願いいたします。

●消費税  
インボイス制度の  
登録申請受付中



に終えることができました。ご協力頂いた役員の皆様、ありがとうございました。

去る10月9日（日）反町公園にて4年ぶりに行われた神奈川区民まつりに出店参加し、お楽しみゲームと青色申告制度等税のPRを行いました。

神奈川区民まつりに参加!!

横浜市からのお知らせ

## 給与支払報告書や償却資産申告書は eLTAX で電子提出を！

## ～給与支払報告書の提出について～

- ◆給与支払報告書を eLTAX（地方税ポータルシステム）で提出すると、翌年度の特別徴収税額通知の内容を電子データで受け取ることができます。
- ◆特別徴収税額通知を電子データで受け取っている場合、地方税共通納税システムで電子納税する手続きがより簡易になります（入力項目が減少し、省力化できます。）。
- ◆紙で提出する場合は、必ず令和5年度の様式を使用してください。旧様式では正しい金額で課税がされないおそれがあります。

## &lt;提出にあたりご留意いただきたいこと&gt;

## ○ 法令上の提出期限は1月31日です。早期提出にご協力をお願いします

1月25日頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

## ○ eLTAXで提出する際の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）です

eLTAX を利用して横浜市に給与支払報告書を電子提出する際は、提出先の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）としてください。横浜市では、給与支払報告書は特別徴収センターで一括して収受しています。

## ○ 納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています

横浜市では、個人住民税（特別徴収分）の納入書は給与支払報告書（総括表）の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています（電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。）。

## ○ 退職等により普通徴収とする場合の入力方法

横浜市では特別徴収の推進を行っておりますが、退職等の事由により普通徴収とする場合は、給与支払報告書の「普通徴収」欄にチェックし、摘要欄に普通徴収切替理由に該当する符号（「普A」～「普F」のいずれか）を入力してください。未入力の場合、特別徴収となる場合があります。

## 【お問合せ先】

横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-4471

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）



横浜市 特別徴収

検索

## ～償却資産申告書（固定資産税）の提出について～

令和5年度分の提出期限は、令和5年1月31日（火）です！

## &lt;よくある質問&gt;

## Q1 申告書にマイナンバー・法人番号の記載は必要ですか？

A1 個人の方はマイナンバー、法人は法人番号を記載していただきます。

## Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？

A2 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

## 【お問合せ先】

横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

〒231-8343

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-4384 Fax：045-663-9347

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）

※区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。



横浜市 償却資産センター

検索

上記書類の提出は、便利な電子申告（eLTAX）をご利用ください！<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、窓口に向わずに次の納付方法で市税の納付ができます。

・スマホ決済

・クレジット納付

・ペイジー納付

横浜市税 納付方法

検索

# ■ 決算準備指導会 のお知らせ

令和4年12月1日(木)  
～令和5年1月23日(月)

決算準備指導会は、正しい決算書の作成に向けて、決算整理や決算書の作成のしかた、また確定申告に準備するものの確認など事前準備をするための指導会です。確定申告指導会での待ち時間短縮にもつながりますのでぜひご参加ください。

## ■ ご持参書類は・・・？

- ①各種帳簿、月別集計表、合計残高試算表  
※ブルーリターンAユーザーの方はバックアップデータ又はパソコン
- ②過去3年分の青色申告決算書及び確定申告書(所得税、消費税)の控え
- ③事業で使用している預金通帳 等
- ④経理処理が分からない取引がある場合、その関係資料  
(車両購入時の注文書、売上明細書等)



※来年の確定申告指導会では記帳指導は行いません。帳簿のつけ方や会計ソフトの入力の仕方等は年内にお願いいたします。

特  
典

記帳確認指導会(9月～)と決算準備指導会(12月～)に参加いただき事前準備が整っていると認められた方は、確定申告指導の優先予約を受けることが出来ます。(港北出張所は除きます。)ご希望の予約日を指導員に申し出てください。優先予約での指導時間は45分です。(1会員につき1回限り)

**優先予約期間は 令和5年2月1日(水)～2月28日(火)まで です。**

※予約状況により優先予約日、指導員の指名はご希望に添えない場合がありますので予めご了承願います。

## ご確認を!! 減価償却計算書を郵送いたしました。

青色申告会指導システムにて昨年以前からご登録いただいている方に減価償却計算書をお送りしました。内容のご確認をお願いいたします。(本会報とは別便で11月中旬に発送しました。)

税理士・弁護士による

## 無料 税務・法律相談会

(毎月第1火曜日)

●日程

法律相談 12月6日(火)

税務相談 1月10日(火)

※12月の無料税務相談会は定員となりました。

●会場 事務局

●相談受付時間 13時～15時

●予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。

## 港北出張所開設日(月・木曜日開設)

年末調整の相談で比較的混み合う事が予想されます。  
本部事務局もぜひご利用ください!

●開設日

12月 1日(木)・5日(月)・8日(木)・12日(月)  
15日(木)・19日(月)・22日(木)・26日(月)

1月 5日(木)・12日(木)・16日(月)・19日(木)  
23日(月)・26日(木)・30日(月)

●相談受付時間 10時～11時・13時～14時

●電話番号 070-5593-2028  
(開設日以外はつながりません)

## 年末年始休暇のお知らせ

●事務局・港北出張所

12月28日(水)から

1月3日(火)は

年末年始休暇とさせていただきます。ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いたします。

## 会費振替のお知らせ

次回会費の口座振替日は

12月26日(月)

です。

ご指定の預金口座からのお振替となりますので振替日前日までに預金残高をご確認くださいませます様よろしくお願い致します。

安心 安全 国がつくった

## 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがある?

退職金の準備は中小機構がお手伝いします

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度  
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL.050-5541-7171【受付時間】平日9:00～17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・受取の取組はご自身のマイページからご確認ください。

Be a Great Small. 中小機構

2021.6